

転飼を行う方は、毎年3月31日までに必ず提出いただく必要があります。
設置場所の調整が必要となる場合があるので、早めの提出をお願いします。

蜜 蜂 転 飼 許 可 申 請 書

県内で蜜蜂を移動される方

令和〇年〇月〇日

石川県知事 馳 浩 様

転飼をする場合は、1群につき80円の手数料をいただきます。「手数料納入票」に県証紙を貼り付けて納めていただきますようお願いいたします。

住所 (法人にあっては、主たる事務所の所在地) 石川県金沢市鞍月1-1
氏名 (法人にあっては、名称及び代表者の氏名) (いしかわ たろう) 石川 太郎

名前にふりがなを記載

電話番号 076-225-1623

石川県蜜蜂転飼取締条例第3条第1項の許可を受けたいので、下記のとおり申請します。

飼育届に記載した、転飼計画と同じ内容を記載
(県外転飼は別様式)

NO. 1

転飼しようとする場所	蜂群数	転飼期間	蜜源名	摘要
羽咋郡宝達志水町坪山ナ部 93-2 畜産試験場内	10	1月1日から 3月31日まで	越冬	
金沢市才田町戊295-1 農業試験場内	10	4月1日から 9月30日まで	アカシア 百花蜜	
羽咋郡宝達志水町坪山ナ部 93-2 畜産試験場内	10	10月1日から 12月31日まで	越冬	

養蜂振興または防疫上、正確な住所が必要です。飼育場所は地番まで記載し、地図を添付してください。
(〇〇市〇〇町のみでは認められません)

備考

- 1 転飼しようとする場所の追加は認められません。
- 2 転飼しようとする場所の追加は認められません。
- 3 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番としてください。